

第百七十七回国会 衆議院 厚生労働委員会 議 録 第十号

平成二十三年四月二十二日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 牧 義夫君

理事 郡 和子君 理事 中根 康浩君

理事 藤田 一枝君 理事 榎本 道義君

理事 渡辺 周君 理事 加藤 勝信君

理事 田村 憲久君 理事 古屋 範子君

理事 青木 愛君 理事 石毛 鏡子君

石森 久嗣君 磯谷香代子君

稲富 修二君 大西 健介君

岡本 充功君 菊池長石門君

工藤 仁美君 小宮山洋子君

齊藤 進君 田中美絵子君

玉木 朝子君 長尾 敬君

仁木 博文君 野木 実君

初鹿 明博君 樋口 俊一君

平山 泰朗君 福田衣里子君

松岡 広隆君 三宅 雪子君

宮崎 岳志君 山口 和之君

山崎 摩耶君 吉田 統彦君

あべ 俊子君 江藤 拓君

鴨下 一郎君 近藤三津枝君

棚橋 泰文君 谷畑 孝君

長勢 甚遠君 松浪 健太君

松本 純君 坂口 力君

高橋千鶴子君 吉泉 秀男君

柿澤 未途君

厚生労働大臣 細川 律夫君
厚生労働副大臣 小宮山洋子君
厚生労働大臣政務官 岡本 充功君
厚生労働大臣政務官 小林 正夫君
政府参考人 小田 克起君
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人 森山 寛君
(厚生労働省職業安定局長)

政府参考人 生田 正之君
(厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部長)

政府参考人 小野 晃君
(厚生労働省職業能力開発局長)

政府参考人 高井 康行君
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)

政府参考人 豊永 厚志君
(中小企業庁次長)

政府参考人 佐藤 治君
厚生労働委員会専門員

委員の異動
四月二十二日

補欠選任 田中美絵子君

補欠選任 松岡 広隆君

補欠選任 竹田 光明君

補欠選任 野木 実君

同日 福田衣里子君

同日 磯谷香代子君

同日 山口 和之君

同日 菅原 一秀君

同日 阿部 知子君

同日 江田 憲司君

同日 吉泉 秀男君

同日 柿澤 未途君

同日 磯谷香代子君

同日 福田衣里子君

同日 山口 和之君

同日 野木 実君

同日 松岡 広隆君

同日 田中美絵子君

同日 江藤 拓君

同日 吉泉 秀男君

同日 阿部 知子君

同日 柿澤 未途君

同日 江田 憲司君

同日 近藤三津枝君

同日 菅原 一秀君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案(内閣提出第二三三号)

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

○牧委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案及び雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。

○細川国務大臣 おはようございます。またきょうもよろしく願っています。
緊急人材育成支援事業、基金訓練事業と申しておりますけれども、これにつきましては、平成二十一年の七月から始まりましたところでありまして、平成二十二年の七月から始まりましたところでありまして、国民の皆さんによく知っていただく、これが委員が言われるように一番大事なことだと思います。
そのために、政府といたしましては、これまでの政府の広報あるいはまたポスターなどで周知をいたしてまいりました。そのほか、ハローワークなどでは来訪者の全員にリーフレットをお配りするとかいうようなことで周知に努めてきたところでありまして、二十二年七月の開始以来、この基金事業の受講者数というのは三十二万七千三百四十人ということになっております。

○三宅委員 民主党、三宅雪子でございます。本日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。
まず冒頭に、東日本大震災の犠牲者の方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、今なお、被災され、大変苦しい避難生活を余儀なくされて

○三宅委員 民主党、三宅雪子でございます。本日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。
まず冒頭に、東日本大震災の犠牲者の方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、今なお、被災され、大変苦しい避難生活を余儀なくされて

○三宅委員 民主党、三宅雪子でございます。本日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。
まず冒頭に、東日本大震災の犠牲者の方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、今なお、被災され、大変苦しい避難生活を余儀なくされて

○三宅委員 民主党、三宅雪子でございます。本日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。
まず冒頭に、東日本大震災の犠牲者の方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、今なお、被災され、大変苦しい避難生活を余儀なくされて

○三宅委員 民主党、三宅雪子でございます。本日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。
まず冒頭に、東日本大震災の犠牲者の方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、今なお、被災され、大変苦しい避難生活を余儀なくされて

○三宅委員 民主党、三宅雪子でございます。本日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。
まず冒頭に、東日本大震災の犠牲者の方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、今なお、被災され、大変苦しい避難生活を余儀なくされて

○三宅委員 民主党、三宅雪子でございます。本日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。
まず冒頭に、東日本大震災の犠牲者の方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、今なお、被災され、大変苦しい避難生活を余儀なくされて

○三宅委員 民主党、三宅雪子でございます。本日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。
まず冒頭に、東日本大震災の犠牲者の方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、今なお、被災され、大変苦しい避難生活を余儀なくされて

○三宅委員 民主党、三宅雪子でございます。本日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。
まず冒頭に、東日本大震災の犠牲者の方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、今なお、被災され、大変苦しい避難生活を余儀なくされて

そういう意味では、この事業については利用者もだんだん多くなつてきておりまして、周知の方はだんだんと徹底をしているものというふうに思いますが、なお一層、周知については徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

○三宅委員 ありがとうございます。

ハローワークに足を運ばない方というのでもまだまだ知らしやらないと思いますので、そういった方への周知もぜひ引き続きお願い申し上げます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。この職業訓練は、コースによりまして倍率が異なる、希望のコースを受けられないケースもあるということも耳にしております。職業訓練コースは国の認定でございすけれども、例えばITなどは人気のコースだというふうに向つていっているんですが、例えばこのITのコースの定員をふやすですとか講座数をふやすなどですとか、そういった柔軟な対応は考えられませんか。

○小林大臣政務官 現在行っている基金訓練コースの設定に当たつても、地域における求人とか求職双方の方のニーズを踏まえて、就職に結びつくようなコース設定がされております。また、訓練実施機関に対する助言にも努めているところでございす。

また、求職者支援制度では、求職者の方々が早期に就職できる、このことが大変大事だと思つておりますので、成長分野など、就職に結びつく分野で有効な訓練コースを設定することが必要だと考えております。

そのために大事なことは、国及び各地域ごとに、関係機関による協議の場を設けます。その協議の場で、求人とか求職のニーズを踏まえて職業訓練実施計画を策定して、これに基づいて訓練コースを設定していきたい、このように考えております。

訓練の質を確保するために、訓練を修了した求職者の就職実績を訓練奨励金の支払い額や次回以降の認定に反映させる、こういうことにより、就職に結びつく適切な訓練コースを設定していきたい

い、このように考えております。

○三宅委員 ありがとうございます。

一人でも多くの受講者がぜひ希望のコースを受けられますように、弾力的な運用をぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、栃木県で二月に起きました職業能力教育協会におきます不正受給についての質問です。訓練奨励金と訓練・生活支援給付の不正という、あつてはならないことが起きたわけで、せっかくの制度を悪用されたのが本当に残念なことだというふうに思つております。

その際に、厚生労働の部門会議などでも再犯防止策のことが話し合われまして、全国の訓練実施機関への抜き打ち調査などを行う、そのようなお話であつたわけでございますけれども、この調査の結果が三月中旬に上がりますというお話でございました。その調査結果はいかがでしたでしょうか。

○小林大臣政務官 今、三宅先生おっしゃつたように、貴重な財源を使って行つている事業に不正があるということは、許せない行為だと思つております。

そういう意味で、今回、栃木県の基金訓練実施機関の不正事案については、受講生の出席状況を偽つて訓練奨励金百七十四万円を不正に受給するとともに、訓練・生活支援給付金二百五十八万円を不正に受給させたものであります。

本件につきましては、不正受給額に加えて、不正があつたコース以降に開始をされたすべてのコースについて支給された訓練奨励金などの合計八千二百九十万円の返還を求めるとともに、刑事告訴をする方向で警察と今相談を進めております。

また、同様の事案がほかにも発生していないかについて、五百九十六コース、九千三百四十五人分を対象に全国調査を実施したところでございます。この結果、不正の疑いがあり、さらに調査が必要なものが十コース、十三人分あります。引き続き事実関係の確認を進めて、不正の事実が確定

したものについては、同様に厳正に対処したいと考えております。

今後は、不正事案の発生を防止するために、チェック体制をさらに強化して、支給申請の際に出席簿の写しを添付させること、全国の訓練実施機関への抜き打ち調査を行うことなどにより、適正な支給申請がされているか、確認を徹底することにしております。

また、不正が認められた訓練実施機関に対しては、以降、基金訓練として認定しないほか、不正に受給された金額に加えて、不正があつたコース以降に開始されたすべてのコースについて支給された訓練奨励金の全額を返還させるなど、厳正に対処していきたいと考えております。

○三宅委員 ありがとうございます。

思つた以上といひますか、大変厳しい措置、不正がなかつたコースまでも対象にされるということで、こういった措置が再犯の防止に役に立つことを心から期待しております。

次の質問に入らせていただきます。

雇用調整助成金についてお尋ねしたいことがございす。

この制度はもとも、一カ月前に休業についての計画書を申し込むということが前提となつていわけですけれども、今回の東日本大震災におきましては、特例措置で、被災九県におきましては事後提出でいいということになり、このこと自体は大変歓迎すべきことだと思いますけれども、逆に、三月におきましては突然の計画停電等々があつたことで、被災九県のみならず、全国を見まして、多大な影響を受けた企業が多くあるわけでございます。

ほかの県に対しては、この特例措置は適用されないのでしょうか。

○小宮山副大臣 雇用調整助成金につきましては、今回の震災を受けて、東京都以外の九県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主や、これらの事業所と一定規模以上の経済的関係を有する事業所の事業主、現在の計画停電の影響を受

けた事業主を対象といたしまして、今お話があつたように、事業活動縮小の確認期間を三カ月から一カ月に短縮し、災害後一カ月の生産量等の減少見込みでも申請が可能とする特例措置を設けています。

これに加えて、今委員が御指摘の、本来は事前に提出すべき休業計画の届け出の事後提出の特例を、九県の災害救助法の適用地域には認めているんです。その理由としては、この九県の災害救助法適用地域では震災による被害が非常に大きかつたことから、一つは、休業が行われたことがほぼ確実だということ、もう一つは、必要書類の紛失や事務処理能力の大幅な低下によりまして、提出書類の準備が著しく困難であると認められること、さらに、特例措置を講じなければ大量の離職が発生することが見込まれたこと、こうしたことから、例外的にこの部分は認めているものです。

しかし、休業計画の事後提出につきましては、休業が実際に行われたかどうかを事後的に確認することが困難なこと、既に実施された休業に対して助成金を支給しても、そのことで雇用維持を促進する効果が望めない、こうしたことから、これ以上対象を拡大することは適切ではないというふうに考えています。

○三宅委員 ありがとうございます。

ただ、今回の災害におきましては、被災県以外の県にも大きな打撃を与えていることを踏まえて、今後ぜひ御検討をお願いしたいというふうに思ひます。

また、その関連になりますけれども、福島第一原子力発電所の二十キロから三十キロ圏内の休業を余儀なくされた企業には、この雇用調整助成金が出ません。震災による経済的な理由からという要件にまさに当てはまり、私にはこれを除外する理由がちょっと考えつかないんですが、どういった理由からなんですか。

○小宮山副大臣 雇用調整助成金は、御承知のように、事業主が納めた雇用保険料のみで運営され

ているんです。ですから、災害や法令の規制等による休業といった、事業主の共同連帯により対応すべきでないものについては、これまでも対象となっていない。このため、原子力災害特別措置法に基づく警戒区域の設定や屋内退避指示を理由とした休業につきましては、雇用調整助成金の対象とはなりません。

一方、事業所が現在の屋内退避指示を受けて休業し、労働者が賃金や休業手当を受けることができない場合は、雇用保険の特例措置が適用され、離職をしていなくても失業手当が受けられるようにしてございますので、こちらの方で対応していただいているところであります。

なお、現在屋内退避指示地域となっている二十キロから三十キロ圏内の地域については、その一部が緊急時避難準備区域に指定されると聞いています。その場合、当該区域で、実態として事業活動がある程度自由に行えるものと考えられますので、所要の要件を満たせば、そうなりましたら雇用調整助成金を利用できると考えています。

また、現在屋内退避指示の対象となっている地域でも、これが解除された場合には、それ以降はこの地域でも雇用調整助成金が利用できるようになります。

三十キロ圏外で風評被害により事業活動が縮小した場合には、雇用調整助成金の支給要件である経済上の理由によるものと認められますので、ほかの要件を満たせば、この助成金の対象となります。

事業主の皆様には、こういうちょっと複雑な形になっていきますので、何らかの方法を使って労働者の雇用を維持していただけるように、広報も含めて努力をしていきたいと考えています。

○三宅委員 ありがとうございます。

三十キロという線引きで本当にもらえるかもわからないかということが変わってしまうというものは、ちょっとお気の毒な気がするということと、あわせて、失業保険で対応した場合、次の受給の際に減額をされてしまうというケースが出て

くる心配がございます。このこともあわせて御検討をさせていただきたいと思えます。国からの指示で屋内退避を強いられた企業に適用されないというものは、なかなか納得しがたい部分もございまして、ぜひ再考をお願いできたらというふうに思います。

次の質問に入らせていただきます。
「日本はひとつ」とプロジェクトが四月五日に立ち上がりました。本格的に被災者への就労支援、雇用創出二万人ということで始まりまして、このプロジェクトの効果に大いに期待したいところでございます。

不景気や今回のような災害による企業業績悪化の場合、やはり最初に影響がありますのは、高齢者や障害者などの社会的弱者と言われる方々ではないかというのが私は心配になります。そのような方々への配慮といえますか、対処をどのように副大臣はお考えでしょうか。

○小宮山副大臣 今委員がおっしゃいましたように、日本が一つになって被災された皆さんの就労を支援して雇用を創出するというところで、被災者等就労支援・雇用創出推進会議で「日本はひとつ」とプロジェクトの緊急対策を取りまとめまして、きのうまでに二万人の雇用を創出していきます。

今おっしゃいますように、やはりこういうときは弱い人たちのところにしわ寄せが来るといふことで、障害者の皆さんについては、雇用継続を図るため、全国のハローワークに設置しました震災特別相談窓口に加えて、地域障害者職業センターに特別相談窓口を設置いたしました。事業所に向いてのカウンセリングやジョブコーチによる支援などを、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉で実施をしています。

また、離職した高齢者の方については、ハローワークでできる細かな支援を行うとともに、四十五歳以上の方を試行的に受け入れて就業させる事業主に對して試用雇用奨励金を支給いたしました。再就職支援を図っているところであります。

これからも、震災の影響で特に弱い立場の方にしわ寄せが来ないように、しっかりと力を尽くしていきたいと思っております。

○三宅委員 どうもありがとうございます。
現在、その相談窓口には二百人以上の方々既に相談に訪れているということ、そういう方々にとりまわしては大変力強い相談窓口だということに思っていますけれども、今のところは、特にそういう方々の失業が出ていないことは、小宮山副大臣の耳には入っていませんでしょうか。

○小宮山副大臣 今、ハローワークの方に来ていただいたり、あるいは避難所に出張したりしていただきますけれども、特に障害を理由にというようなことでは私は聞いていません。

○三宅委員 どうもありがとうございます。大変安心いたしました。
引き続き、社会的弱者に配慮した政策をお願いしたいというふうに思います。

また、今月十四日、本当に残念なことではございますけれども、宮城の機械メーカーが事業停止をいたしまして、自己破産の準備に入ったというふうに発表されました。直接被災企業では初の倒産ということでございます。その後、二十日時点では、十五社まで倒産がふえた、そして、倒産準備に入っている会社は二十一社というふうに聞いております。

今回は、被災県以外の倒産が多いというのが特徴、そして多岐にわたる業種というのが特徴というふうに聞いております。この宮城の機械メーカーの従業員は二十五人だったそうなんですけれども、今回の東日本大震災における最終的な失業者の数といえますのは、大体何人ぐらいになるというふうに御試算をされていますでしょうか。

○小宮山副大臣 今回の地震と津波で特に被害が大きかった岩手、宮城、福島の三県、その沿岸部にある市町村には、災害の前にはおよそ八十四万人の方が雇用されていた、働いていたということがわかっております。ただ、いまだ企業、事業

所の被害の全貌が明らかでないもので、現段階では、今回の震災による失業者の数というものはおぼつかないままです。

しかし、被害が特に大きい三県のハローワークでは、三月二十八日から四月十七日までの間に、被災者からの求職や雇用保険の相談が延べ十一万二千六百七十一件、また、被災企業からの雇用調整助成金や休業、雇用保険、解雇に関する相談が延べ二万六千六百六十八件寄せられています。雇用面で大変大きな影響が出ていることはわかっていますので、しっかりと対応していきたいと思っております。

○三宅委員 ありがとうございます。
現在は、二万人の雇用創出は既に政策を打っていらっしやると思うんですけれども、まだまだ足りないと思いますので、ぜひとも引き続き御尽力をお願いしたいというふうに思います。

次の質問に入らせていただきます。
被災者を雇い入れた企業は助成金をもらえると、逆には、求職者の採用人数が限られている場合、この震災が起きる前も大変失業者の問題というものはあったわけで、そのことよって被災していない求職者への影響がぜひないようにしたい。いただきたいというふうに思います。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○小宮山副大臣 委員が御指摘の、被災者を雇い入れた企業に対する助成金というのは、高齢者や障害者、母子家庭の母などの就職が困難な方を雇い入れた事業主を助成する特定求職者雇用開発助成金のことかと思えます。

このたび、この特定求職者雇用開発助成金の対象者に、新たに、震災時に被災地域に居住していた求職者、もう一つは、震災時に被災地域に所在する事業所に勤務していて、震災の影響で離職を余儀なくされた求職者を追加することを検討しております。

厚生労働省では、ハローワークの窓口や避難所への出張相談等を通じてきめ細かな職業紹介を

行っておりますけれども、今後は、こうした助成金を活用することによって、被災された方々の雇用をさらに進めたいというふうに考えています。また、全国のハローワークでは、被災された方々のニーズを十分に踏まえて、それに合った求人への確保に積極的に取り組んでいくところであります。

こうした取り組みによりまして、先週末の時点で既に六千件を超える被災者を対象にした求人もいただいております。今回被災者を助成金の対象に加えても、必ずしもほかの求職者の採用枠が減少することにはならないと考えています。

○三宅委員 大変安心いたしました。どうもありがとうございます。現在政府が打ち出しています雇用政策は、短期的に大変効果があるというふうに私は思っておりますが、一方、復興までの、景気が回復するまでの一時的な措置のようにも感じられる部分も多少あると思います。

五年後、十年後の被災地復興を考えたときに、大臣はどのような雇用政策を考えていらっしゃるのでしょうか。大胆な御意見をお聞きしたいというふうに思います。

○細川国務大臣 被災された皆さん方が、職がなくなつた、あるいは休業、あるいは解雇された、大変な状況だと思えます。一カ月以上たつて、そしてこれからの生活を考えた場合に、やはり雇用というものが大変大事な問題となつてきていると思えます。そういう意味で、政府としては、雇用対策をしっかりやっていかなければというふうに思っております。

そういうことで、被災された皆さんに対しての雇用対策は、現在、「日本はひとつ」しごとプロジェクトのフェーズ1に基づいて実施しております。これが当面の緊急総合対策でございます。このための被災者等就労支援・雇用創出推進会議では、現在、補正予算あるいは法律改正に対応するためのフェーズ2ということで議論をいたしております。今後その取りまとめを行う、こういうことになっております。

さらに、中長期的にも雇用というものは考えていかなければなりません。そういう中長期的な対応につきましては、政府全体の復興構想を踏まえまして、そこで、フェーズ3というところで議論をして対応していきたいというふうに思っています。

雇用というのは、その人の、あるいは家族にとつて、生活を支える大変大事な問題でございます。したがって、政府として、国として、雇用には全面的に力を入れてやっていきたい、このように考えております。

○三宅委員 大変力強い御答弁をありがとうございます。私も、与党の一員として、政務三役の皆様方と一緒に力を合わせて、一生懸命、精いっぱいやらせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ちよつと早いですですが、以上で質問を終わらせていただきます。

○牧委員長 次に、加藤勝信君。

○加藤勝委員 おはようございます。自由民主党の加藤勝信でございます。

本法案の議論に入る前に、まず、先日私も質問させていただきました雇用調整助成金の特例適用対象の拡大などにつきまして、大変前向きに御検討いただいていることに改めて御礼と、また、今後のさらなる検討をお願いしたいと思います。それからもう一つ、きょうの新聞にも、平成二十三年度第一次補正予算について、何か早々に、まだ審議もしていませんが、成立の話等々出ておりました。前回御質問させていただきましたけれども、基礎年金庫負担二分の一の引き上げ財源、この辺をどうするか、大変関心を持って私も見ているわけでありまして、大臣も、一部新聞報道によると、あきらめたというか含意をしたという記事もございましたが、今の現状はどうなっているのか、御説明をいただきたいと思っております。

○細川国務大臣 基礎年金の二分の一の財源につ

きました。これは、この委員会の中でも、私としては、年をとつて働けなくなつたときの生活の安定のためには、年金財政、長期的にもしっかりと安定をしていかなければならない。こういうことから、この二分の一の財源について、震災の復旧復興、そういうところへ使うということについては、それも大事な、それも重要ではあるけれども、年金の方も大事だ。しかし、最終的には総合的に判断をしなければならぬ問題だろう。こういうお話をさせていただいたんですが、政府全体の話では、最終的に総合的な判断として、今回、二分の一の財源については震災の復旧復興の財源として使う、こういうことにならざるを得ませんでした。

そこで、私としては、今後、年金財政をしつかり継続していくためには、新たに税制を改正して、その財源を活用して年金財政の方にしっかりと繰り入れられるような仕組みを財務大臣あるいは国家戦略担当大臣等と約束をさせた、こういうところでございます。

○加藤勝委員 多分、またその関連する法律案も出てくると思いますから、そのときにしっかりと議論したいと思えます。

ただ、その約束をしたというので、この間も申し上げたけれども、既に五兆六千億、財務大臣に貸しがありますよね。そのこともしっかり踏まえていただきたいと思いますし、それから、もともと所得税法等の一部を改正する法律の附則百四条、御存じのとおり、ここにもずつと、二十三年度までにやると書いてあるわけですね。そういうこともしっかりと踏まえてまた議論をさせていただきます。私としては、そこは、私どもは今の考えに同意をするわけではありませんが、ただ、いずれにしましても、この部分を恒久財源として確保していかなくやらない、これは私どもも思っているところでございますので、またそこは次回に議論をさせていただきます。それでは、まず、いわゆる求職者支援制度について御議論をさせていただきます。ありがとうございます。

そもそも、先ほどもお話がありましたけれども、大臣もよい制度と評価をされているということでありまして、平成二十一年度の補正予算で基金として創設をいたしました緊急人材育成支援制度、いわばそれを継承するというような形の中で今回の求職者支援制度ができてきています。

我々からいえば、せつかく積んだ基金を途中で削られて、また補正で積み増した、いろいろな経緯がありますが、ただ、訓練をされている方の規模からすれば、これまでの公共職業訓練、これは景気、雇用情勢の状況によって上がった下がったたりしておりますが、ほぼそれに比肩するぐらいの人数がここにおいて訓練も行われている。

そういう意味では、ある意味で不足している、制度として足りない部分を補足している部分だということに私も認識をしております。それはいわば運用の問題で、制度全体をちよつと鳥瞰してみたのが、お手元にお配りをさせていただきます。私がつくつたところでありまして、もし違えばあれば御指摘をいただきたいと思います。

大きく左半分が職業訓練の部分、右側が給付に係る部分。これまでは、基金訓練がない場合はいわゆる公共職業訓練という世界で行われてきた。ただし、これは、どちらかというと雇用保険料、いわゆる二事業、使用者負担の雇用保険料を使つておりましたから、基本的には被保険者である方を主体としてやってきたという事実はありますけれども、対象のところに被保険者等と書いてある。注を書いておられますが、この法律上は、被保険者、被保険者であった者、被保険者にならうとする者、制度上、ここまでは当然範囲になつていくわけでありまして、

それに対して、今回新しく、いわゆる認定職業訓練と呼ばれる、この法律にのつとつて行われる訓練が、基金訓練からの継承という形で行われてくる。これは、対象は特定求職者とありますけれども、上の被保険者等と比べると何が違うかとい